

沖縄本島 I C 乗車券システム導入に関する基本合意書

基幹バスを中心としたバス網再構築に向けて、バスの乗降時間短縮と、バス相互やモノレールとの乗り継ぎによるネットワークの連携強化を図る沖縄本島 I C 乗車券システム（以下、「本システム」という。）を導入するにあたり、沖縄都市モノレール株式会社（以下、「甲」という。）、株式会社琉球バス交通（以下、「乙」という。）、沖縄バス株式会社（以下、「丙」という。）、那覇バス株式会社（以下、「丁」という。）、東陽バス株式会社（以下、「戊」という。）及び沖縄県（以下、「己」という。）は、以下のとおり基本合意（以下、「本合意」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本合意は、沖縄本島 I C 乗車券システム導入事業（以下、「本事業」という。）を行うにあたり、本事業に参画する各者の基本姿勢・役割を確認し、本事業を円滑に進めることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 本合意における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「交通事業者」とは、甲、乙、丙、丁及び戊をいう。
- (2) 「合意者」とは、甲、乙、丙、丁、戊及び己をいう。

（基本姿勢及び役割）

第 3 条 合意者は、本事業の趣旨を踏まえ、本事業の実施について相互に協力するものとし、各者に求める役割は次の各号のとおりとする。

(1) 交通事業者

- ア 現行のサービスを I C 化するとともに、利用者目線でサービスレベルの向上を目指し、サービスを設計・実施するものとする。
- イ 本システムを導入する事業主体（発注者）として、主体的に本事業を進める上で必要となる知識・情報の収集を行うものとする。
- ウ 本事業の遂行に必要な情報の提供及び交通事業者間での作業・意思決定を速やかに行うものとする。
- エ 別紙「沖縄本島 I C 乗車券システム基本計画」（以下、「基本計画」という。）に基づき、本システムの導入に取り組むものとする。

(2) 己

- ア 基本計画に基づき、沖縄県公共交通利用環境改善事業費補助金交付要綱の範囲内において、本事業に対し補助を行うものとする。
- イ 補助金を交付する立場から、本事業が適切に実施されるよう交通事業者へ対し必要な助言を行うものとする。

(本合意の変更)

第4条 本合意の内容を変更する必要がある場合は、合意者で協議の上変更するものとする。この場合、新たに基本合意書を作成するものとする。

(対外的公表)

第5条 本システムに関する対外的公表については、その具体的な時期や内容を、合意者で協議の上、行うものとする。

(秘密保持)

第6条 合意者は事業遂行にあたり知り得た情報について、相手の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及び本事業の遂行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、本事業に係る資金調達に必要として開示する場合はこの限りではない。

この合意の締結を証するため、この基本合意書を6通作成し、各々記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年 8月30日

甲：沖縄県那覇市字安次嶺377番地2

沖縄都市モノレール株式会社

代表取締役社長

仲吉 良次



乙：沖縄県豊見城市字豊崎3番地20

株式会社琉球バス交通

代表取締役社長

合田 憲夫



丙：沖縄県那覇市泉崎1丁目10番16号

沖縄バス株式会社

代表取締役社長

中山 良邦



丁：沖縄県那覇市泉崎1丁目20番1号

那覇バス株式会社

代表取締役社長

合田 憲夫



戊：沖縄県南城市佐敷字新里545番地

東陽バス株式会社

代表取締役社長

新入 勝行



己：沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県知事

仲井真 弘多

